



令和2年2月28日

各小・中学校長 様

阿蘇市教育委員会

新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的とした臨時休業について

昨日安倍総理大臣の報道にあった「3月2日から春休みに入るまで臨時休業」について、県教委から通知のあった内容を受け、本市教育委員会では、児童生徒の臨時休業等について以下のよう
に連絡いたします。

1 臨時休業期間

本市の小・中学校の臨時休業期間を3月2日（月）から3月15日（日）までとし、今後の状況を踏まえ、春休みまでの延長の検討をします。

2 配慮を要する児童生徒への対応

共働き世帯やひとり親世帯等において仕事との両立の調整がつかない保護者に対する相談体制を講じてください。

3 卒業式の対応

卒業式に関しては、感染防止拡大対策を万全にし、規模縮小、時間短縮により卒業生、保護者、教職員のみ参加とします。

全中学校の卒業式 3月16日（月）

全小学校の卒業式 3月23日（月）

4 臨時休業までの対応

①3月2日からの長期間の休業日は、感染及び拡大防止のための臨時休業日である。

児童生徒は生活リズムを整えるとともに不要な外出を厳に慎むことを伝える。

②休業期間が長期になるため、学力充実に向けた課題を児童生徒に提示する。

③保護者への通知を行う。

※休業日の期間中に児童生徒及び教職員に感染等の報告があった場合は、2月27日配布文書（教人第1543号）の要領に従う。

④県立学校の入学者選抜については現在の方針に従い対応する。



教政第1310号

令和2年(2020年)2月28日

各市町村教育長 様

熊本県教育長 古閑 陽一

新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、義務教育学校
及び特別支援学校等における一斉臨時休業について(通知)

このたび、令和2年2月28日付け元文科初第1585号で「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について(通知)」において、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の設置者においては、本年3月2日(月)から春季休業の開始日までの間、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条(同法第32条において専修学校に準用する場合を含む。)に基づく臨時休業を行うよう、要請がありました。

これを受け、熊本県教育委員会としては、別添「県立学校の臨時休業(休校)に係る当面の方針について」を決定しました。

つきましては、県立学校においては、下記のとおり対応することとしましたので、各市町村教育委員会におかれても、市町村の関係部局や関係機関と連携して、適切に対応するようお願いいたします。

なお、臨時休業中の教職員の服務については、「新型コロナウイルス感染症に係る教職員の服務等について」(令和2年(2020年)2月26日付け教人第1543号)により適切に対応されますよう、併せてお願いいたします

また、今後、状況に変化がありましたら、その都度、別途通知することとします。

記

1 臨時休業とする期間

当分の間、令和2年3月2日(月)～3月15日(日)まで

※今後の状況を踏まえ、春休みまでの延長を検討します。

2 臨時休業を行う場合における配慮として次の点に留意してください。

(感染症対策及び健康管理)

臨時休業前に、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための休校であることを児童生徒及び保護者に説明し、以下の点に留意して予防に努める。

- ・人の集まる場所等への外出をひかえ、基本的に自宅で過ごす。
- ・自宅においても、感染症対策(咳エチケット、こまめな手洗い・うがい、部屋の換気等)をしっかりと行う。
- ・規則正しい生活習慣を心がけ、心身の健康管理に努める。

(臨時休業中の学習指導について)

- ・これまでに指導した学習内容の定着を図るための家庭学習の指示等、臨時休業期間中の生徒の学習への配慮、必要な指導等を行うこと。
- ・進路及び進級のために特別な指導が必要な生徒に対しては、個別の対応を行うなど配慮すること。
- ・留学や旅行等については、新型コロナウイルスの感染症に関する情報を踏まえたうえで、自業も含め、再検討するよう保護者等に周知すること

(部活動について)

- ・臨時休業中の部活動については、活動を休止する(練習試合、対外試合、演奏会、校外活動等を含む)。

(障がいのある幼児児童生徒について)

- ・障がいがあり、自宅等で1人で過ごすことができない幼児児童生徒において、保護者が仕事を休めず、地域の障害福祉サービス等の活用も困難な場合については、幼児児童生徒が同じ場所に長時間集まることがないように、必要な対策を取ったうえで、必要最小限の人数に絞って登校させる等の配慮を行うこと。

【問い合わせ先】

- 感染症対策健康管理に関すること
教育指導局体育保健課 平江、渡辺
096-333-2712
- 部活動に関すること
教育総務局文化課 伊藤、津田
096-333-2705
教育指導局体育保健課 平江、鳴瀬
096-333-2711
教育指導局義務教育課 村田、徳川
096-333-2689
- 臨時休業中の指導に関すること
教育指導局義務教育課 鈴嶋、平野
096-333-2688
- 特別支援教育に関すること
教育指導局特別支援教育課 宮本、田崎
096-333-2683